

引上げ分の地方消費税収が充てられる
社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費

(歳入)	・ 地方消費税交付金（社会保障財源化分）	163,000 千円
(歳出)	・ 社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費	1,479,272 千円

【社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費】

(単位：千円)

項目	予算科目			令和２年度 当初予算	特定財源			一般財源	
	款	項	目		国県支出金	地方債	その他	社会保障分の 地方消費税	その他
社会福祉	社会福祉費		障害者福祉費	390,080	272,592	0	0	28,128	89,360
			老人福祉費	80,149	774	0	12,539	16,001	50,835
			後期高齢者医療対策費	250,114	40,293	0	4,385	49,183	156,253
	民生費	児童福祉費	児童措置費	204,316	136,997	33,600	272	8,008	25,439
			児童福祉施設費	64,684	0	0	28,284	8,714	27,686
			児童館運営費	9,841	0	0	0	2,356	7,485
			放課後児童健全育成事業費	53,119	26,154	0	5,160	5,220	16,585
			児童遊園費	480	0	0	0	115	365
			母子父子家庭医療費	1,211	542	0	0	160	509
			私立保育施設運営費	331,277	224,866	0	3,000	24,757	78,654
小計 ①				1,385,271	702,218	33,600	53,640	142,642	453,171
保健衛生	衛生費	保健衛生費	予防費	90,534	1,432	0	7,118	19,628	62,356
			げんまる２１推進事業費	3,467	416	0	0	730	2,321
			小計 ②				94,001	1,848	0
合計 ①+②				1,479,272	704,066	33,600	60,758	163,000	517,848

※社会保障財源化分は、「社会保障の充実・安定化分」として各経費に按分して充当している。

※令和元年10月に施行された消費税率の改正による消費税収の増により用途が子育て支援にも拡大されたため、充当先に「児童福祉施設費」及び「私立保育施設運営費」を追加。